

## 令和6年度第3回小牧市都市計画審議会 議事録

- 1 日時  
令和7年1月10日（金） 14時から
- 2 場所  
小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席委員（開始時13名）

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
天野 正基	愛知県議会議員
山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武麿	尾張中央農業協同組合代表理事専務
田中 敏保	小牧市建築設計事務所協会会長
小島 倫明	小牧市議会議長
大上 利幸	小牧市議会議員
木村 哲也	小牧市議会議員
鈴木 裕士	小牧市議会議員
永井 孝典	小牧市議会議員
原田 治彦	小牧警察署長（代理：掛布 佳男 小牧警察署交通課長）
大滝 勇男	小牧市区長会連合副会長
酒井 美代子	小牧市女性の会会長
- 4 欠席委員  
社本 光永 小牧商工会議所副会頭
- 5 事務局

舟橋 朋昭	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
横井 久志	小牧市建設部建築課長
大島 隆幸	小牧市建設部建築課開発係長
- 6 傍聴者  
2名

## 7 議事

### 第1 議題

会長の選出について  
会長の職務代理者の指名について

### 第2 議事録署名者の選任

### 第3 議案審議

議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更について（小牧市決定）  
議案第3号 尾張都市計画本庄・池之内地区の決定について（小牧市決定）  
諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）  
諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について  
諮問第3号 小牧市立地適正化計画（案）について  
諮問第4号 小牧市景観計画（案）について

### 第4 報告事項

（1）小牧市景観条例（案）について

### 第5 その他

#### 【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、このたびは委員就任につきましてもご快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。

委員の皆様方には、11月1日付けで、既に審議会委員の委嘱状を送付させていただきました。

本来であれば、委員お一人お一人に交付をさせていただくところではございますが、時間の都合上、このような形に代えさせていただきましたことお許しください。

また、委員及び事務局職員の紹介につきましては、「審議会委員名簿及び事務局名簿」をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、ただいまより、令和6年度第3回小牧市都市計画審議会を開催いたします。本日の出席委員は13名であります。

したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局からご挨拶をさせていただくところですが、本日、都市政策部長の鵜飼が他の公務のため不在でありますので、事務局を代表して都市政策部次長の舟橋よりあいさつを申し上げます。

**【事務局（舟橋次長）】**

皆様、改めまして、こんにちは。都市政策部次長の舟橋でございます。本日は、部長の鶴飼が他の公務のため、私がお挨拶させていただきます。

皆様方におかれましては、本審議会の就任にあたりましてご快諾をいただきましたこと深く感謝申し上げます。また、本日はお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日ご審議いただきます議案につきましては、議案2件、諮問4件、報告事項1件であります。議案といたしましては、本庄・池之内地区に関する市町村決定の都市計画のうち「尾張都市計画用途地域の変更について」、及び「尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定について」の2件でございます。

諮問といたしましては、「尾張都市計画区域区分の変更について」、また、これまで本審議会においても報告してきました都市計画マスタープランや立地適正化計画等の各計画のパブリックコメントを昨年実施いたしまして、最終案として議題とさせていただきます。最後に報告事項としまして、小牧市景観条例案について、ご報告させていただきます。

委員の皆さまにおかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局（馬庭係長）】**

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、議事日程に記載のとおりとなっております。

また、紙資料をご覧いただいている委員の皆様には、机上に差し替えの資料を1枚配布しています。議案第2号の3ページになりますが、事前協議とその回答の日にちを入れたものに修正しましたのでお手数ですが差し替えをお願いいたします。なお、データの資料は修正済みになっています。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1「会長の選出について」を議題といたします。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」とございます。

したがって、学識経験のある者として委員に任命されました7名の方の中から会長の選出をお願いするものでございます。

どなたか立候補、またはご推薦をお願いいたします。

**【木村委員】**

都市地理学や都市政策をご専門とされ大学で教鞭をとられるなど、いわゆる学識経験が豊富であり、また、これまでも当審議会の会長をお務めいただいております、中部大学の塚俊幸委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

**【事務局（馬庭係長）】**

ただいま、木村委員より、塚委員を会長に推薦したいとのご発言がありましたが、他にはございませんか。

無いようですので、塚委員を会長とすることについてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

**【事務局（馬庭係長）】**

ご異議なしとのことですので、本会議の会長には、塚委員にご就任いただきたいと思っております。

それでは、塚会長よりご挨拶をいただきます。

**【塚会長】**

ただいま会長に選出いただきました、中部大学の塚でございます。

前回に引き続きということになりますけれどもよろしく願いいたします。

この都市計画審議会は、都市づくりにおいて大変重要な審議会の一つであると思っております。小牧の中で様々な都市活動が行われているわけですが、その都市活動が円滑に行われていくために必要な都市の基盤をどう用意するかということについて、皆様にご審議いただく審議会となります。

提案された議案に対してご審議いただくことは勿論ですし、重要ですが、その審議を通して、小牧をどう良くしていくかということについても様々な意見を出していただいて、小牧の都市づくりにご協力をいただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

**【事務局（馬庭係長）】**

ありがとうございました。

以後の進行につきましては、塚会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**【塚会長】**

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

会長の職務代理者の指名について、でございます。

小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定では、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとなっており、私から指名させていただきます。会長の職務代理者に、学識経験豊富な萩原聡央委員をご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**【大塚会長】**

ご異議なしとのことですので、萩原聡央委員にお願いすることといたします。

続きまして、日程第2 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私からご指名させていただきます。

本日の議事録署名者には、萩原聡央委員、稲垣武磨委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、日程第3 議案審議に入ります。

「議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更について」、「議案第3号 尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定について」及び「諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更について」は、関連がありますので、一括して事務局から提案理由の説明を求めます。

**【事務局（丹羽課長）】**

それでは、「議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更について」、「議案第3号 尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定について」及び「諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更について」の提案理由とその内容については、関連がありますので一括して説明させていただきます。

初めに、今回の都市計画決定の手続きに至った経緯についてご説明させていただきます。

議案第3号の資料6ページの総括図をご覧ください。位置につきましては、図面中央から少し右上、桃花台の西側に赤線で囲われた区域となります。資料7ページの計画図をご覧いただきたいと思います。令和2年に、図面中央、東西を走る市道前田2号線の北側で北西の戸建て住宅と西側交差点の既設コンビニエンスストアを除く区域において民間事業者より賃貸型物流施設の建設を目的とする地区計画の事前相談書が提出され、令和4年には、市道前田2号線の南側エリアについても、別事業者より賃貸型物流施設の建設を目的とする地区計画の事前相談書が提出され、愛知県をはじめ関係機関と調整を行ってまいりました。

その後、戸建て住宅とコンビニエンスストアを含むすべての地権者の同意が得られたため、都市計画決定の手続きに至ったものであります。

市街化調整区域で開発行為を進めるために地区計画を定める場合は、市街化区域への編入を原則としており、市街化編入の即時編入が困難である場合や編入基準に適合しない場合などについては、市街化調整区域のまま地区計画を定めることも可能となります。

そのような中、当該地区においては、市街化編入基準に適合していることから、隣接する既存市街化区域への編入をした上で、地区計画を決定することで、周辺環境と調和した良好な工業環境の形成と保全を図るものであります。

この都市計画事業は、区域区分の変更、用途地域の変更、地区計画の決定、の3つの都市計画で構成されており、区域区分については県決定、用途地域、地区計画については、市決定となっておりますので、内容について順番にご説明させていただきます。

それでは、区域区分の変更についての諮問第1号から、提案理由とその内容について、説明させていただきます。

資料「諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更」をお願いいたします。

尾張都市計画区域区分の変更については、愛知県が決定する事項となっており、愛知県が定める都市計画については、2月に開催される愛知県都市計画審議会で審議される予定であり、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、愛知県知事より令和6年10月23日付けで市に対して意見照会があったものであります。

資料7ページをお願いします。

今回、区域区分の変更をしようとする区域は、図面中央、桃花台の西側に位置する赤線で囲われた部分が対象地であり、市の北東部に位置し、東名・名神高速道路小牧インターチェンジより東へ約5km、都市計画道路北尾張中央道より北へ約1kmの赤色の線で囲まれた面積、約25.5ヘクタールの「本庄・池之内地区」を市街化区域に編入しようとするものであります。

愛知県の尾張都市計画区域マスタープランにおいては、都市づくり目標のうち、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標として「工作機械産業などの既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指す。」こととしています。

当該地区においては、既存工業用地に隣接し、民間事業者による工業地開発が予定されている地区であり、東名・名神高速道路の小牧インターチェンジから約5km圏内と交通利便性が高く、西側既存産業系用地との一体的な工業用地の形成により産業集積を高めることができる地区であります。

また、区域境界は、既存の市街化区域と一体的な市街地形成を図るため、西側は既存の市街化区域界、北側、南側及び東側は河川、道路（計画道路含む）を境界とする

明確な区域境界であり、地区計画に基づき、道路、水路等の地区施設の適切な配置による計画的な基盤整備がされる区域等を対象としており、適正な規模であることから産業集積に適した地区であります。

このように当該地区は、都市の健全な発展と産業用地の供給に資すると認められる地区であることから、小牧市都市計画マスタープランの位置づけに沿った良好な土地利用の推進を図るため、区域区分を変更し、市街化調整区域から市街化区域に編入するものであります。

なお、1ページから8ページには、愛知県において作成した都市計画法に基づく縦覧図書一式を参考に添付させていただいております。

今後の手続きにつきましては、2月の中旬に、愛知県都市計画審議会において審議され、その後、愛知県と国との協議ののち、3月末頃に愛知県が決定告示を行う予定であります。

続きまして、用途地域の変更について、ご説明させていただきます。

資料「議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更」をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いします。

用途地域の変更理由は、市街化区域への編入と合わせて、地区計画による計画的な産業系市街地の形成を図るためであります。

次に議案書8ページの総括図をお願いします。

今回用途地域を定める地区は、先ほどと同じく、図面中央、桃花台西側の赤線で囲まれた区域が対象地であります。この区域を新たに市街化区域編入と合わせて、用途地域を定めようとするものであります。

次に議案書10ページをお願いします。用途地域の変更前と変更後の対照図になります。今回新たに用途地域を定める「本庄・池之内地区」は、西側は、既存の工業地域と隣接しており、右図の変更後のとおり地区全体を工業地域に指定することで、工業系市街地の形成を図ることが可能となります。

少し戻っていただいて議案書2ページをお願いします。

表中下から3番目になりますが、今回指定の25.5ヘクタールを工業地域に指定することで小牧市の工業地域の面積は、約587ヘクタールから約613ヘクタールとなります。

議案書4ページから7ページまでは用途地域の変更にかかる理由書となっております。

続きまして、地区計画の決定についてご説明させていただきます。

資料「議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定」をお願いいたします。

議案をご説明する前に、地区計画制度につきまして説明させていただきます。

一般的に、土地利用や建築物等を建築しようとする場合にあっては、都市計画法の用途地域や建築基準法などの制限を受けることとなりますが、地区計画につきまして

は、地域の特性に応じ、さらにきめ細かい規制・誘導を図るため、一定のまとまりをもった「地区」を対象に、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを定めることにより、周辺地域と調和した良好な住環境及び工業環境の形成と保全を図るための都市計画の制度であります。

併せて、都市計画で定める地区計画の内容を実効的なものとするため、本市におきましては、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の中で、建築物に関する具体的な制限を定めております。

それでは議案第3号尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定についてご説明させていただきます。

議案書5ページの下段をお願いします。

提案理由は、周辺の環境に配慮しつつ、既存の工業地域に近接し、土地の利用の整合を図ることが可能な産業候補地区（先端産業・工業・物流ゾーン）であることを活かし、産業集積を進める工業系市街地を整備するためであります。

続いて、当該地区計画の内容であります。

議案書の1ページをお願いします。

名称は本庄・池之内地区計画、位置は小牧市大字本庄、池之内、上末の一部、地区面積は約25.5ヘクタールであります。

議案書6ページ、総括図をお願いします。

先ほどご説明しましたとおり、図面中央、桃花台の西側にある赤線で囲まれた区域が本庄・池之内地区計画区域であります。本市都市計画マスタープランにおいては工場や物流、先端産業系の新産業、研究開発等に関わる施設としての土地利用を想定する産業候補地区に位置付けております。

少し戻りまして議案書1ページをお願いします。

地区計画の目標につきましては、土地利用の規制や誘導を図り、周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標としています。

議案書2ページには地区施設の配置及び規模を示しており、区域に配置する地区施設の一覧を記載しております。

議案書7ページには、地区施設の配置を示しており、地区施設として道路が10路線、緑地が6箇所、水路が13箇所、調整池が8か所となっています。

また、区域内の既存住宅等を考慮し、本地区計画は区域を4つに区分しており、地区ごとに土地利用の方針を定めています。A、B、D地区については共通して周辺環境への影響に留意し、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることとし、C地区については、既存住宅等との調和が図られた住工共存できる良好な環境の形成を図ることとしています。

なお、議案書3から5ページには、地区整備計画、地区施設の配置及び規模、建築物等に関する事項を地区ごとに記載しており、地区整備計画に係る建築物に関する事項について地区ごとに説明させていただきます。

A地区については、製造業及び物流施設を主とした工業系の土地利用とするため

に、物品の製造又はその研究開発に関する施設や、物流施設が建築可能な用途制限となります。建築物の敷地面積の最低限度は、5,000平方メートルであります。次に、高さ制限は、40メートルとしています。

B地区については、製造業及び物流施設を主とした工業系の土地利用を図るため、A地区の用途に加え、店舗、飲食店、事業所の建築が可能となります。高さ制限については40メートルとしています。

C地区については、既存住宅等との調和を図るため、B地区の用途に加え、一戸建て住宅、診療所の建築が可能となります。

D地区については、物流施設を主とした工業系の土地利用を図るとともに、店舗、飲食店の建築が可能となります。また、高さ制限については40メートルとしています。

議案書8ページから10ページにつきましては、理由書となります。

続きまして、市決定の都市計画手続きの経過につきまして、説明させていただきます。

都市計画法第16条第1項の規定に基づき、当該計画案の作成にあたり住民の意見を反映するための措置として、公聴会を開催するため、意見募集を行いました。公述申立はありませんでした。

その後、土地所有者と利害関係者を対象に都市計画法第16条第2項に基づく縦覧を令和6年8月16日から令和6年8月30日まで実施しましたが、縦覧者はなく、意見の提出もありませんでした。また、愛知県に対し7月4日に事前協議申請を行い、10月23日付けで県から異存のない旨の回答をいただきました。

次に都市計画法第17条に基づく縦覧について、令和6年11月8日から令和6年11月22日まで実施し、縦覧者は2名で、意見書の提出はありませんでした。

今後の手続きにつきましては、本日、ご議決をいただきました後、愛知県知事との協議を行うとともに、愛知県が行う区域区分の変更と同時に用途地域の変更及び地区計画の決定を行う予定であります。あわせて、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を3月議会に上程し、議決後に施行する予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、議案第3号及び諮問第1号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 【大塚会長】

ありがとうございました。

ただいまの案件につきましては、都市計画マスタープランで産業候補地区に位置付けられている本庄・池内地区で、地区計画をかけた上で市街化区域に編入して工業系の土地利用へ変えていくという手続きについてでした。市街化編入については諮問第

1号、用途地域として工業系の土地利用にするということと、本庄・池内地区計画を決定することは市決定となりますので議案としてあげられておりまして、3つの手続きがあるのですが、基本的には本庄・池内地区に地区計画をはり、工業系の土地利用を図っていくということについて審議を賜りたいということになります。

委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。

【田中委員】

区域に隣接する工場があると思いますが、ここを市街化編入からはずされた理由は何ですか。

【事務局（丹羽課長）】

連続するエリアであることから、所有者様に市街化編入の意思を確認しましたが、同意が得られませんでしたので編入区域から外しています。

【田中委員】

今後、先端産業を誘致していくことになるかと思いますが、補助金等はあるのですか。

【大塚会長】

この地区計画の区域で、企業に対する補助金ということですか。

【田中委員】

はい。企業を誘致されていると思うのですが。

【事務局（丹羽課長）】

先ほど経緯について少しご説明いたしましたが、今回はあくまで民間の事業者より申し出があり、現在は産業候補地区であるエリアで事業を行いたいということでしたので、地区計画と市街化編入、用途決定の手続きを行うことによって開発が可能となるような流れになります。

【田中委員】

そうすると、入ってくる企業の候補があるということですね。

【事務局（丹羽課長）】

はい。

【木村委員】

審議している内容とは関係ないかもしれませんが、補助金につきましては所管が異

なりますので、ここではお答えが難しいかなと思います。

【大塚会長】

基本的には土地所有者や権利者の方から要望があり、それを実現するためにこういった手続きを進めていくということかと思います。

【田中委員】

ここの地域を中心に将来はもっと広げられるということですか。

【大塚会長】

都市計画マスタープランで産業候補地区に位置付けられている区域は、順次、産業系の土地利用を図っていく可能性はあるということだと思います。

【田中委員】

わかりました。

【大塚会長】

他にありませんか。無いようでありますので採決に入ります。

まず、「議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更について」および「議案第3号 尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「議案第2号 尾張都市計画用途地域の変更について」および「議案第3号 尾張都市計画本庄・池之内地区計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

次に「諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更について」は原案のとおり同意し、市長に答申することに異議ありませんか。

(異議なし)

【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「諮問第1号 尾張都市計画区域区分の変更について」は原案のとおり同意されました。

続きまして、「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

**【事務局（丹羽課長）】**

それでは、「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について」、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

本計画につきましては、令和5年度から2ヶ年をかけて改定を行っており、主な改定内容につきましては、市街化調整区域における産業候補地区の一部見直しや桃花台の土地利用方針の見直し、また、現計画からおおよそ5年が経過することから、中間評価等を行ったもので、計画案については、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会で意見をいただきながら作成し、この都市計画審議会でもこれまで経過についてご報告してきたところであります。

この計画（案）につきまして、令和6年11月5日から12月4日までパブリックコメントを実施しましたところ、意見が0件でありましたため、前回の審議会でお示ししました計画案から特に修正事項はなく、最終の計画案として本審議会にお諮りするものであります。

以上、簡単ではございますが、諮問第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**【大塚会長】**

提案理由の説明は終わりました。何かご質問等はございますか。

無いようでありますので採決に入ります。

「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について」は原案のとおり同意し、市長に答申することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

**【大塚会長】**

ご異議なしと認めます。よって「諮問第2号 小牧市都市計画マスタープラン（案）について」は原案のとおり同意されました。

続きまして、「諮問第3号 小牧市立地適正化計画（案）について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

**【事務局（丹羽課長）】**

それでは、「諮問第3号 小牧市立地適正化計画（案）について」、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

本計画につきましても、都市計画マスタープラン同様に、令和5年度から2ヶ年をかけて改定を行っておりまして、主な改定内容につきましては、居住誘導区域内における防災対策を示す防災指針の位置付けや、都市機能誘導施設へ保育施設を位置付けることなどで、計画案については、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会で意見をいただきながら作成し、この都市計画審議会でもこれまで経過についてご報告してきたところであります。

この計画（案）につきましても、令和6年11月5日から12月4日までパブリックコメントを実施しましたところ、意見が0件でありましたので、前回お示した計画案を最終案として、本審議会にお諮りするものであります。

以上、簡単ではございますが、諮問第3号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 【大塚会長】

ありがとうございます。この計画につきましても、パブリックコメントで特に意見が無かったということですが、何かご質問等はございますか。

無いようでありますので採決に入ります。

「諮問第3号 小牧市立地適正化計画（案）について」は原案のとおり同意し、市長に答申することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

#### 【大塚会長】

ご異議なしと認めます。よって「諮問第3号 小牧市立地適正化計画(案)について」は原案のとおり同意されました。

続きまして、「諮問第4号 小牧市景観計画（案）について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

#### 【事務局（丹羽課長）】

それでは、諮問第4号 小牧市景観計画（案）について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

本市では、平成13年に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定した後、平成27年には計画を改定し、現在まで都市景観行政に取り組んできました。

平成16年に制定された「景観法」では、政令市及び中核市を除く市町村は、都道府県と協議することで「景観行政団体」に移行することができることから、本市においても、より積極的に景観行政を推進することを目的に、令和5年6月に景観行政団

体へ移行しました。

このことにより、景観法に基づく新たな景観計画を策定することとしたものであります。

本計画の策定に関しては、景観法の規定により都市計画審議会に諮ることとされており、令和5年度から2ヶ年をかけて策定を行ってございまして、主な策定内容につきましては、良好な景観形成の取組の方針を地域、軸、エリアの区分ごとに課題を整理し、それらに対する取り組みを示してございます。

また、行為の制限について、地区ごとに届出対象行為の基準を設け、地域特性と調和のとれた良好な景観の誘導を図ることとしてございます。

計画案につきましては、小牧市都市景観審議会でご意見をいただきながら作成し、この都市計画審議会でもこれまで経過についてご報告してきたところであります。

この計画（案）につきましても、令和6年11月5日から12月4日までパブリックコメントを実施しましたところ、意見が0件でありましたので、前回お示しした計画案から特に修正事項はありません。この最終案について本審議会にお諮りするものであります。

以上、簡単ではございますが、諮問第4号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**【大塚会長】**

ありがとうございました。この計画につきましても、先の二つの計画と同様、パブリックコメントで特に意見が無かったということです。

何かご質問等はございますか。

無いようでありますので採決に入ります。

「諮問第4号 小牧市景観計画（案）について」は原案のとおり同意し、市長に答申することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

**【大塚会長】**

ご異議なしと認めます。よって「諮問第4号 小牧市景観計画(案)について」は原案のとおり同意されました。

次に、日程第4、報告事項に移ります。

報告事項（1）小牧市景観条例（案）について、事務局より説明を求めます。

**【事務局（丹羽課長）】**

それでは、小牧市景観条例（案）について、説明させていただきます。

本市におきましては、魅力ある美しいまちとすることを目的とし、平成13年に、小牧市都市景観条例を定めておりますが、現在の条例は廃止したうえで、景観法に基づく景観計画の策定に合わせ、新たに小牧市景観条例を制定するものであります。

条例案としましては、先ほどご説明した景観計画を運用するために必要な内容を定めております。

主な内容としましては、一定規模以上または景観重点地区内での建築物の新築等の行為の届出に関する事項や、今回の計画で新たに追加された、景観上重要な建造物や樹木などの管理規定などを定め、良好な景観の形成に関し、必要な事項を定めています。

この条例(案)に関しましても、景観計画と同様、令和6年11月5日から12月4日までパブリックコメントを実施しましたが、意見が0件でありましたので、前回お示した条例(案)から特に修正事項はございません。

この条例(案)につきましては3月議会に上程し、4月施行予定としています。

以上、簡単ではございますが小牧市景観条例の制定についての説明とさせていただきます。

#### 【大塚会長】

事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご質問等はございますか。

無いようですので、日程第5その他でございしますが、事務局から何かございしますか。

#### 【事務局(馬庭係長)】

その他といたしまして、5点、ご連絡させていただきます。

1点目は、本日答申いただきました各計画の公表時期についてですが、3月上旬頃を予定しております。計画を公表いたしましたら、委員の皆様には改めてご連絡いたします。

2点目は、前回の審議会でご報告させていただいた、小牧市地域公共交通計画についてであります。

地域公共交通計画については、都市計画マスタープラン等と同期間に計画案に対するパブリックコメントを実施しており、7名の方から12件のご意見をいただきました。主なご意見は、「新たな交通サービスの導入について」や「こまき巡回バス「こまくる」のサービス水準などについて」であります。今月14日に開催予定の小牧市地域公共交通会議において、いただいたご意見に対する市の考え方について協議を行い、計画の策定を進めていくとのこととありますので報告させていただきます。

3点目は、本審議会の会議録につきましては、事務局で作成後、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。その後、大塚会長及び本日の議事録署名者にご署名をいただき、市のホームページにて公開させていただきます。

4点目は、次回審議会の開催予定でございます。次回につきましては、来年度になりますが、現時点では開催時期が未定のため、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様へ、交通安全についてのお願いであります。

日ごろから交通安全には、気を付けて頂いているとは思いますが、冬の間は日没時間が早く、車両から歩行者が見えにくくなる時間帯も長くなります。歩行者の方は「明るい服装や反射材等の活用」、ドライバーの方は「早めのライト点灯と横断歩道における歩行者優先の徹底」を心がけていただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

#### 【大塚会長】

ただいまの説明に何かご質問等ございますか。

無いようですので、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了といたします。

これを持ちまして、令和6年度第3回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。